

ごみ出しの ルールを徹底を

○お問い合わせ 生活安全課 くらし環境G ☎(84)3618

- ごみ集積所は、それぞれの行政区に管理をお願いしていますが、分別等のルールが守られず、町に多くの相談が寄せられています。一人ひとりがごみ出しのルールを守ることで、集積所をきれいに保つことができます。
- みなさんのご協力をお願いします。
- ごみ出しに関する注意事項
- 収集日の確認を
- ごみ出しをする際には、3月に配布しました「令和4年度ごみ収集カレンダー」を確認し、収集日を間違えないように気を付けてください。
- ごみの分別の徹底を
- ごみが混在していると収集できませんので、正しく分別してください。
- ごみ袋は中身が見えるように45ℓ以下の透明のごみ袋に入れてください。
- 収集日の当日午前8時までにごみ出しを
- 収集作業は午前8時から開始されますので、それまでにごみ出しをしてください。
- なお、ごみ出しの時間等については、各行政区、集積所のルールを定めている場合がありますので、ご注意ください。

あなたも勘違いしているかも!? 間違えやすいごみの出し方

缶類と不燃ごみの区別

※缶類として出せないもの

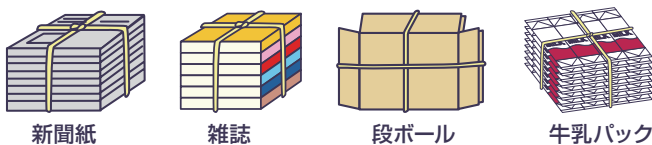
次のものは、**不燃ごみ**として出してください。



新聞紙や段ボールなど紙類

紙類の出し方

種類ごとに分けてひもで束ねて出してください。



※ごみ収集カレンダーは町公式ホームページにも掲載しています。また、より細かな分別方法が記載された「ごみと資源の分別ガイド」も掲載しておりますので、分別がわからない時の参考にしてください。



ペットボトル

ペットボトルの出し方（無色透明なものに限る）

- ①キャップを外す。
- ②ラベルをはがす（キャップとラベルは可燃ごみとして捨ててください。）
- ③水ですすいでください。



※ペットボトルとして出せないもの

次のものは、**可燃ごみ**として出してください。



剪定した枝など

剪定枝

1本の太さが5cm以下、長さが50cm以下、束ねた直径が30cm以下



※太さ5cm以上15cm以下、長さ50cm以上2m以下については、毎月第4火曜日の可燃性粗大ごみとしてごみ集積所へ出してください。